

管理技術者の手持ち業務量の制限の試行要領

1 目 的

この要領は、設計業務（設計に反映されるような知見を持って取り組む調査は対象とする。以下同じ。）の成果品の品質向上等を図るため、管理技術者の手持ち業務量の制限の試行に関して必要な事項を定める。

2 適用範囲

適用範囲は、県土整備部、地域交流部及び農林水産部（以下「県土整備部等」という。）において発注された設計業務や、橋梁点検業務などで設計的要素に含まれる業務（以下「設計業務等」という。）を受注する場合とする。

ただし、測量のみ、地質調査（既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ業務等を含む。）のみ及び交通量調査のみ等の業務を受注する場合は適用しない。

また、総合評価落札方式により発注された場合、業務の難易度がⅢ以上の場合、災害復旧に係る業務の場合、契約額が200万円未満の場合、建築コンサル業務の場合及び受注者が公益法人の場合には適用しない。

3 手持ち業務量の制限内容

- (1) 手持ち業務とは、管理技術者と定められている契約金額200万円以上の業務のうち、上記2の範囲内の業務とする。
- (2) 手持ち業務量の制限を受ける期間は、管理技術者決定通知書の通知日から監督・検査・確認申請書の提出日までとする。
- (3) 管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者決定通知書にかかる業務を含め、件数が5件以内とする。

4 手持ち業務量の報告

受注者は、管理技術者決定通知書にて、通知日時点での手持ち業務量を報告することとする。

5 特記仕様書への明記

発注者は、発注する設計業務等がこの要領の適用を受ける場合は特記仕様書に明記する。

附 則

- 1 この要領は、令和３年５月１日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。
- 2 この要領は、令和５年９月３０日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。
- 3 この要領は、令和７年１０月１日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

- 4 施行日以前に公告又は指名通知した業務委託を担当する管理技術者の手持ち業務量が、本要領で定める制限の範囲を既に超えている場合は、本要領で定める制限の範囲内となるまで、当該管理技術者は新たな業務を担当することはできない。